

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事 の 事 務 部 局	本庁 統轄監 部長 理事監 本部長 <u>東部振興監</u> 次長 参事監 局長 官房長 筆頭総室長 総 室長 場長 所長（農林総合研 究所園芸試験場の所長を除 く。） <u>原子力安全対策監</u> 課 長（農業大学の課長を除 く。） 室長（衛生環境研究 所の室長及び農林総合研究 所の室長（技術普及室の室 長を除く。）を除く。） 副 局長 副 本部長 校長 危機管理専門 官 企画調整幹 民工芸振興 官 参事 <u>チーム長（東部振興課 のチーム長に限る。）</u> 税務専 門員 医長 課長補佐（課内業 務の総括又は庶務に関する 事務を行う課長補佐、総務 課の課長補佐のうち知事若 しくは副知事の秘書又は庁 舎の秩序の維持に関する事 務を行うもの、人事企画課 の課長補佐及び業務効率推 進課の課長補佐のうち行政 組織又は職員定数に関する 事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長 （総務課の係長のうち知事 若しくは副知事の秘書に関 する事務を行うもの、人事 企画課の係長、業務効率推 進課の係長のうち行政組織 又は職員	知事 の 事 務 部 局	本庁 統轄監 部長（ <u>農業大学の部 長を除く。</u> ） 理事監 本部長 次長 参事監 局長 官房長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸 試験場の所長を除く。） <u>行政監 察監</u> 課長（農業大学の課長 を除く。） 室長（衛生環境 研究所の室長及び農林総合 研究所の室長（技術普及室 の室長を除く。）を除く。） 副局長 副 本部長 <u>副官房長</u> 校長 危 機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 税務専 門員 医長 課長補佐（課内業 務の総括又は庶務に関する 事務を行う課長補佐、総務 課の課長補佐のうち知事若 しくは副知事の秘書又は庁 舎の秩序の維持に関する事 務を行うもの、人事企画課 の課長補佐及び業務効率推 進課の課長補佐のうち行政 組織又は職員定数に関する 事務を行うものに限る。） <u>主幹（農林総合研 究所企画総務部総務担当の 主幹に限る。）</u> 総括主計員 主計員 <u>企画員 主任監察員</u> 係長（総務課の係長のうち 知事若しくは副知事の秘書 に関する事務を行うもの、 人事企画課の係

	定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 <u>参事監</u> 課長 支所長 室長 チーム長 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略	
公文書館	館長 参事
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
米子工事検査事務所	所長
男女共同参画センター	所長 次長
東部福祉保健事務所	所長 副所長 課長
略	
倉吉総合看護専門学校	校長 副校長 <u>教務課長</u> 次長
精神保健福祉衛生センター	所長 次長
東部生活環境事務所	所長 副所長 課長
略	
産業人材育成センター	所長 校長 副校長 <u>課長補佐</u> (庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。)
東部農林事務所	所長 副所長 課長 室長 参事
鳥獣対策セン	所長 副所長

	長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。) <u>監察員</u> 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 支所長 室長 (<u>心と女性の相談室、医薬・疾病対策室及び医薬・感染症対策室の室長を除く。)</u> チーム長 参事 <u>医療指導監</u> 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。) <u>主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)</u>
略	
公文書館	館長 参事
男女共同参画センター	所長 次長
略	
倉吉総合看護専門学校	校長 副校長 <u>教務部長</u> 次長
精神保健福祉衛生センター	所長 次長
略	
高等技術専門学校	校長 副校長 <u>主幹</u> (庶務に関する事務を行う <u>主幹</u> に限る。)

ター		
略		
水産試験場	場長 課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。） 船長	
栽培漁業センター	所長 課長補佐（庶務に関する事務を行う課長補佐に限る。）	
とっとり賀露かっこ館	館長	
県土整備事務所	所長 副所長 課長 室長 参事	
略		
鳥取港湾事務所	所長 次長	
略		
教育委員会事務局等の事務部局等	教育本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 センター長 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐及び教育総務課の課長補佐に限る。） 係長（教育総務課の係長のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの、小中学校課及び高等学校課の係長のうち人事に関する事務を行うもの並びに特別支援教育課の係長のうち庶務又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの並びに小中学校課及び高等学校課の主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。）
	地方教育機関	局長 次長 係長（人事関係の企画に関する事務を行う係長に限る。） 係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）

略		
水産試験場	場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹に限る。） 船長	
栽培漁業センター	所長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹に限る。）	
とっとり賀露かっこ館	館長	
略		
鳥取港湾事務所	所長 次長	
米子工事検査事務所	所長	
略		
教育委員会事務局等の事務部局等	教育本庁	教育長 理事監 教育次長 次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐及び教育総務課の課長補佐に限る。） 係長（教育総務課の係長のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの、小中学校課及び高等学校課の係長のうち人事に関する事務を行うもの並びに特別支援教育課の係長のうち庶務又は人事に関する事務を行うものに限る。） 管理主事（小中学校課、特別支援教育課及び高等学校課の管理主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。） 主事（教育総務課の主事のうち給与、人事又は企画調整に関する事務を行うもの並びに小中学校課及び高等学校課の主事のうち人事に関する事務を行うものに限る。）
	地方教育機関	局長 次長 学事係長 学事係員（人事関係の企画に関する事務を行う係員に限る。）

			る。)
教育 機関	教育セ ンター	所長	副所長 課長
	略		
略			
備考			
1 略			
2 略			

教育 機関	教育セ ンター	所長	次長 課長
	略		
略			
備考			
1 略			
2 この表中、「企画員」とは、企画員のうち庶務に関する事務を行う企画員をいう。			
3 略			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。